

答 申

1 審査会の結論

豊橋市長（以下「市長」という。）が「平成元年3月に提出された豊橋市大岩町字境目8番3外土地の道路敷地寄附採納願に基づく一連の申請書類において、昭和62年4月1日施行の豊橋市道路寄附採納取扱要綱（旧要綱）第4条（特例）に関する文書」を非公開としたことは、妥当である。

2 実施機関の説明の要旨

市長の公文書公開請求に係る文書（以下「本件文書」という。）についての説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書について

平成元年3月に提出された豊橋市大岩町字境目8番3外土地の道路敷地寄附採納願に基づく一連の申請書類において、昭和62年4月1日施行の豊橋市道路寄附採納取扱要綱（旧要綱）第4条（特例）に関する文書である。

(2) 非公開とした理由

公開請求書の記述内容から、異議申立人は、豊橋市大岩町字境目8番3外土地（以下「本件土地」という。）の道路が、昭和62年4月1日施行の豊橋市道路寄附採納取扱要綱（以下「旧要綱」という。）第4条に基づく寄附採納であると解釈し、旧要綱第4条の「市長が特に必要と認めるもの」についてさらに具体的な基準の存在を主張したと考えられる。

しかし、豊橋市では旧要綱第2条及び第3条に該当しない道路の寄附についてこれまで決裁で対応しており、当該基準を明文化したものを作成していない。よって公開請求に係る文書を保有しておらず、豊橋市情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第2項に該当するため非公開とした。

3 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立人が平成21年10月7日付けで行った本件文書の公開請求に対して、市長が同月16日付けで非公開とした処分を取消し、公開するとの決定を求めるものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由についてはおおむね次のとおりである。

ア 1982年（昭和57年）12月13日付けで、東山西部道路整備促進協議会（以下「協議会」という。）会長〇〇〇〇、協議会副会長兼東山町総代〇〇〇〇、協議会副会長〇〇〇〇を乙、豊橋市建設部長森下英夫を丙、豊橋市議会議員〇〇〇〇を立会人として、以下の内容の覚書が交わされている。

豊橋市大岩町北山地区内の私有道路の土地に関し、1981年（昭和56年）2月27日に締結された、土地所有者代表甲、地元代表者乙、豊橋市建設部長丙三者による覚書に基づき、今般当該土地のうち、共有地（通称3号線）1,001平方メートルを、乙の関係者が組織する協議会が甲より乙が買収取得した。

よって、乙および丙は、三者覚書の趣旨にのっとり、次の事項を確認する。

(ア) 乙は、取得した道路用地を、豊橋市に寄附採納する。

(イ) 丙は、この道路を公道として速やかに整備する。1983年（昭和58年）4月通学路使用可能にする。

(ウ) 丙は、この道路に関連して、1982年（昭和57年）10月25日豊橋市が提示決定した、〇〇〇〇らの所有にかかる土地の寄附採納を受け、公道とし整備する。

(エ) 丙は、これら道路に接続する水資源開発公団（以下「公団」という。）所有にかかる用地を、公道とし整備する。

(オ) 乙は、甲の所有する未買収の私有道路（通称1、2号線）、地積714.

15平方メートルも、引き続き速やかに買収することを目標として、三者覚書の趣旨を推進する。

(カ) 丙は、各人の減歩された（道路用地寄附）地積に対する、登記上の訂正処理に対して、指導協力する。

本覚書確認のため、関係者記名捺印する。

イ はっきりと上記覚書(エ)で、丙すなわち豊橋市建設部長は、乙すなわち協議会に対し、これら道路に接続する、本件係争地を含む公団所有にかかる用地を、公道として整備すると確約している。

ウ その後、協議会は、豊橋市に対し、1990年3月22日付けで出した要望書に「覚書(エ)については、1980年（昭和55年）、豊橋市はこの事業推進の目玉として発表していますが、今日未だ完成していません。」と記している。

エ このように、未だ完成していないが、それは未了であるだけで、本件係争地を含む土地は豊橋市が公道として整備する土地である。

オ 上記地域においては、豊橋市大岩町字境目地内の土地も、公衆用道路を地目とする登記手続が完了している。

カ これらは、旧要綱第4条（特例）などに従って、市道とする手続きがとられている。よって本件文書は必ず存在する。

キ 現在、本件係争地に接する土地を占有する附近住民らは、予期せぬ出来事から、家の新築ができない事態に追い込まれている。

そこで、真相解明をはかるため本申立をする。

ク また、豊橋市では、旧要綱第2条及び第3条に該当しない道路の寄附について、これまで決裁で対応しており、旧要綱第4条の「市長が特に必要と認めるもの」の基準を明文化したものを作成していないとあるが、ここでいう「決裁」が、西山泰史を起案者とする起案用紙にある決裁を指すことはあり得ない。なぜなら、本件土地が、旧要綱第2条及び第3条に該当しないのに、市長に先立って起案者が内容検討の結果、市道として支障な

いと判断できるわけがないからである。

ケ これは、旧要綱第2条及び第3条の規定にかかわらず、寄附採納により市道とすることを、市長が特に必要と認めたからに他ならず、この先行する旧要綱第4条の特例に基づく手続規定があることを鮮明にする。

コ もし旧要綱第4条の「市長が特に必要と認めるもの」に具体的基準が存在しないなら、豊橋市においては、市長が基準そのものであり、法に基づく行政が行われていないことになってしまう。

サ やはり、市長は、法律、条例、規則その他の手続き規定に従って行政を行っているはずである。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解を深め、市民と市との信頼関係及び協力関係を増進することを目的とし（第1条）、その解釈及び運用は、その権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないとしている（第3条）。

そして、条例第6条第1項は、原則公開を定めるとともに、公開しないこととする公文書の範囲及び実施機関が公文書の公開をしないこととする権限を定めている。

本審査会は、このような条例の各条項の趣旨を踏まえ、本件文書の非公開決定の妥当性について、以下のとおり判断するものである。

##### (2) 本件文書について

異議申立人は、本件文書は旧要綱第4条の「市長が特に必要と認めるもの」の具体的な基準を示した文書であるとしている。その上で、旧要綱第2条及び第3条に該当しない本件土地が、寄附採納により市道とされたことに

ついて、旧要綱第4条の「市長が特に必要と認めるもの」の具体的な基準なくして、本件土地を寄附採納により市道とすることは、法に基づく行政が行われていないことになるため、本件文書は存在すると主張する。

この点、実施機関の説明によると、旧要綱第4条の「市長が特に必要と認めるもの」とは、旧要綱第2条及び第3条に適合しないが、地域の実情等公共性の観点から寄附採納する必要性がある場合に対応するため規定されたものである。よってその性質上、予め具体的な基準を設けることは困難であるため、当該基準を作成した事実はなく、本件文書を保有していないとのことである。

このような実施機関の説明に、不自然、不合理な点はなく、また、審査会において再三実施機関に確認したが、他に本件文書の存在が推認される事情もないことから、本件文書を保有しているとは認められない。

### (3) まとめ

以上により、条例第10条第2項を理由として本件文書を非公開としたことは妥当である。

## 5 付記

本審査会は、本件の審査に当たり、参考資料として過去の寄附採納における決裁文書を確認したが、その伺い文の記載は単に寄附採納とする事実を示すのみで、それに至る経緯、考慮した事情、根拠条文等は不明確といわざるをえず、このような決裁文書は公平性、客観性を欠くものであると考える。今後は、意思決定に至る経緯、根拠、理由等を文書化し保有することを望むものである。

【審査会の処理経過】

年 月 日	内 容
21. 12. 15	○諮問（第51号）
21. 12. 22	○実施機関から非公開理由説明書を受理
21. 12. 24	○異議申立人に実施機関からの非公開理由説明書を送付
22. 1. 4	○異議申立人から意見書を受理
22. 1. 5 (第46回審査会)	○異議申立人から補正意見書を受理 ○実施機関職員から非公開理由等を聴取 ○異議申立人の意見陳述 ○審査
22. 2. 22	○答申内容の決定

氏 名	所 属 団 体 等
三 好 哲 也	豊橋創造大学
河 邊 伸 泰	弁護士
寺 部 光 敏	弁護士
山 本 未 来	愛知大学
渡 辺 齊	名古屋学院大学